

タイの外国人労働者とビザ(滞在許可)事情(第 1 回)



皆様は、タイでどのくらいの外国人が働いているかご存知でしょうか。今回と次回の計 2 回でタイでの外国人労働者とビザ(滞在許可)の現状をレポートいたします。

現在、タイでは、正規の滞在許可及び労働許可を受けている外国人労働者は約 145 万人(2015 年現在)となっており、その多くはタイと国境を接している国で、第 1 位がミャンマー：約 99 万人、第 2 位がカンボジア：約 21 万人、第 3 位がラオス：約 6 万 8 千人となっており、この 3 国でタイの外国人労働者総数の 9 割近くを占めています。また、タイに滞在する日本人は約 37,000 人で第 4 位となっています。

外国人労働者は、主に、製造業、建設業、漁業、一般サービス業(飲食店、飲食屋台店)といった分野で働いています。また、正規の滞在許可を持たない外国人労働者も多数存在し、その総数は 300~400 万人と言われています。タイ人が労働を希望しない職種いわゆる 3K では不法滞在外国人が従事するケースが多く、特に飲食店、屋台等では不法滞在外国人がいなければ経営が成り立たない場合もあり、労働者不足で閉店することも増えてきています。

タイ政府は 2017 年 6 月 23 日に外国人労働者職業管理法を施行し、労働許可証を持たない外国人労働者の取締りを強化することを発表しました。しかし、不法労働者の雇用に対し事業者には罰金刑、被雇用者に対しては罰金刑及び懲役刑という厳しい内容であったため、産業界から中小企業経営が圧迫されるとの反発が有り、政府は 2018 年の 1 月 1 日まで罰則の適用を延期する決定をしました。

現在、日本人の長期滞在者はロングステイビザ、観光ビザ等で滞在する方が多く、労働

許可証を持っていないケースも多いといわれています。

タイで操業している BOI (タイ投資委員会) 奨励企業並びに工業団地等に進出している企業、駐在員事務所以外の一般サービス業の場合、内資会社としてタイ資本 51%日本資本 49%で会社設立し NON-B (就労) ビザを取得後、労働許可証を取得するケースが一般的です。しかし、最近では NON-B ビザや労働許可証の延長手続きをする際、過去には要求されなかった資料等の提出を求められることが増えています。タイの会社法では、1人の外国人労働者の雇用に伴い、タイ人4名を雇うことが義務づけられています。これまでは、従業員名簿並びに社会保険加入リスト等の提出で本当に雇用しているかどうかの確認をしていましたが、最近では、個人の ID カードコピー(タイでは15歳以上は全員 ID カードの常時携帯を義務付けられています)や、従業員全員の写っている写真等の提出を要求されるケースが増えてきています。

また、イミグレーション(日本では外務省管轄の入国管理局ですがタイでは警察の管轄となっています。)で、NON-B ビザ延長手続きの申請書及び添付書類の担当官による確認作業も非常に時間が掛かるようになってきており、これも審査が厳しくなっていることの表れだと思います。

現在、タイでは、労働許可証を持たない日本人長期滞在者が3万人以上いると言われていますが、この長期滞在者は、ロングステイビザと観光ビザ、留学生ビザ等で滞在されているものと考えられます。

ロングステイビザの発給要件は2017年8月から有効期限が現行の1年から5年に変更されますが、併せて、タイでの銀行預金残高が80万バーツから300万バーツへと引き上げられることから、ビザ発給に伴う初期投資が増えることとなりました。また、観光ビザについても隣国からの陸路での入国が年に2回までと制限されることとなり、不法滞在、不法就労への警告となっています。

今後も、タイ政府の外国人労働に関する動向について、注視をしていく必要があります。

次回は BOI (タイ投資委員会) その他のビザ等に関してレポートをいたします。

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク (株式会社アークビジネスサーチ内) >>

【所在地】: 東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル 7 階

【担当者】: 志賀 敦 (しが あつし)

<<タイ/バンコク現地デスク (ARK ENTERPRISE CO., LTD. 内) >>

【所在地】: 138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak
Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】: 福田 淳 (ふくだ じゅん)

※デスクのご利用にあたっては、まず岡山県産業企画課マーケティング推進室
(086-226-7365) へご相談ください。